

物品の調達等に係る指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 日本郵便株式会社
(2) 代表者氏名 代表取締役社長 千田 哲也
(3) 住 所 東京都千代田区大手町二丁目3番1号

2 指名停止措置期間

令和7年8月1日 ～ 令和7年8月31日 (1 カ月)

3 事案の概要

日本郵便株式会社は、貨物自動車運送事業法違反により、令和7年6月25日付けで国土交通省から一般貨物自動車運送事業の許可が取り消された。当該事案については、本市の契約相手として不相当であると認められることから、指名停止措置を行うものである。

4 指名停止措置理由

山陽小野田市物品の調達等入札参加資格者に係る指名停止措置要領による。

<指名停止等措置要領別表>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 20 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市が発注する物品の調達等の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内

問い合わせ先

山陽小野田市監理室

TEL0836-82-1180

FAX0836-38-7222